

令和8年度くまもとポイント事業応援企業募集要項

熊本市では「くまもとアプリ」による地域活性化の取組として、「くまもとポイント事業」を実施しています。

「互いに支え合う誰もが安心して生活できる豊かな社会」の実現に向けて、くまもとアプリ利用拡大の取組にご協力いただける企業を募集します。

この募集要項は、くまもとポイント事業協賛企業登録要領に定めるもののほか、くまもとポイント事業応援企業の登録に関し必要な手続きその他の事項を定めるものとします。

1 くまもとポイント事業応援企業について

(1)くまもとポイント事業応援企業とは

人口減少や少子高齢化、コロナ禍の影響により、地域のつながりや担い手の不足が進む中、行政や地域だけで地域課題を解決することは難しくなっています。こうした状況において、地域課題の解決には、企業の強み(創造性・ノウハウ・発信力)を地域に生かす視点が不可欠です。企業の強みと行政の基盤「くまもとアプリ」を掛け合わせる「共創」により、持続可能な地域づくりを実現してまいります。

くまもとポイント事業応援企業は、こうした地域課題の解決や持続可能な社会の実現に向け、地域活動の促進のため地域活動やボランティア活動への参加に応じてポイントを付与する「くまもとポイント事業」の趣旨に賛同し、ご協力いただく法人その他の団体又は事業を営む個人です。

(2)共創プログラム（内容は協議の上で決定します）

①広報発信型

ア 社内向けの広報発信

オフィス等でチラシやポスターをご掲示いただき、社員の皆さまへのアプリのダウンロードを促進していただきます。

イ 社外向けの広報発信

企業が有する情報発信力を活用し、くまもとアプリを通じた地域活動や共創の取組に関する情報を広く発信していただきます。

(例)TV、新聞、雑誌、自社ホームページ等での発信

※留意事項

・広報掲載等に係る費用は企業側にご負担をお願いします。

②地域課題解決型

防災、健康、環境、教育など、地域課題をテーマにした取組を、企業の専門性やノウハウを生かして、官民連携で実施します。

(例)健康増進につながるイベントの開催 など

③体験・価値提供型

商品、施設見学、体験会、バックヤードツアーなど、企業ならではの価値を市民と共有する取組です。くまもとアプリの抽選会の景品として提供します。

(例)ロアッソ熊本のバックヤードツアー

商品・イベントチケット・商品券などの物品提供

※共創プログラム②、③については、以下の活動が対象です。

- ・地域コミュニティの維持又は活性化に資する公益的な活動を行っている」と市長が認める団体であること(くまもとポイント制度実施要綱第5条2(3))。
- ・営利を目的としない公益的な活動であること。
- ・活動者に報酬を与えない活動であること。
- ・政治宗教活動でないこと。
- ・公序良俗に反する活動でないこと。
- ・地域活動等の実施場所が原則として熊本市内であること。
- ・活動の具体的内容及び条件等は企業と熊本市が協議して決定します。

※留意事項

- ・熊本市は主に活動開催に係る広報活動において協力します。
- ・取組実施や抽選会景品に係る費用は企業にご負担をお願いします。景品の品質不良等がありました場合は、企業側で交換や修復の対応をお願いします。
- ・必ずしも本市から人的労力を提供するものではありません。

④資金提供型

本取組の広報発信および「くまもとポイント事業応援企業」のご紹介のため、新聞・雑誌等への広告掲載費として活用させていただきます。

掲載スペースは、ご協力のランクによって大きさを調整させていただきます。

※留意事項

- ・資金寄附は熊本市市民公益活動支援基金条例に基づく寄附と位置づけ、熊本市市民公益活動支援基金実施要綱の規定に基づき受入れを行います。

2 申込条件

登録申込者は、次に掲げる条件をすべて満たすこととします。

(1) 申請者は事業を営む個人又は法人その他の団体であること。

(2) 申請者が次のア～コのいずれにも該当しないこと。

- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種を営む者
- イ 風俗営業類似の業種を営む者
- ウ 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業(消費者金融)を営む者
- エ 商品先物取引の業種を営む者

- オ 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- カ 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中の事業者
- キ 本市の市税を滞納している事業者
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- ケ 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- コ 賭博・ギャンブル(宝くじに係るものを除く)を営む企業等

3 ご協力の特典

ご協力の特典は以下の5つです。

熊本市域だけでなく、熊本連携中枢都市圏(24市町村)にも広報発信します。

(1) 熊本市ホームページへの掲載

熊本市ホームページ内のくまもとアプリのページにおいて、企業のホームページ等へ遷移するバナーを掲載します。

(2) くまもとアプリへの掲載

くまもとアプリのトップ画面「くまもとポイント事業応援企業」欄に、企業のホームページ等へ遷移するバナーを掲載します。

(3) くまもとアプリでの会社紹介

くまもとアプリにおいて、会社紹介記事を掲載します。

(4) プレスリリース配信サイトへの掲載

プレスリリース配信サイト「NEWSCAST」において、企業の取組内容等を紹介する記事を掲載し、様々なメディアへの露出を図ります。

(5) 熊本市長による感謝状贈呈

ゴールドパートナーの企業には熊本市長から感謝状を贈呈します。そのほかの企業につきましても、感謝状をお届けします。

- ご協力内容に応じて3段階(ゴールド・シルバー・ブロンズ)のパートナーシップを設け、各ランクに応じたメリットを提供いたします。

	熊本市HP バナー掲載	くまもとア プリでのパ ナー掲載	くまもとア プリでの会 社紹介	ニュース配 信サイトへ の掲載	市長による 感謝状贈呈	①広報 発信型	②地域課題 解決型	③体験・ 価値提供型	④資金 提供型
ゴールド パートナー	◎ (上段)	◎ (上段)	◎ (掲載ス ペース大)	◎ (優先)	◎ (市長から 贈呈)	①～④ 全てを選択			
シルバー パートナー	○ (中段)	○ (中段)	○ (掲載ス ペース中)	○ (優先)	○ (事務局から お届け)	①～④のうち 2つ選択			
ブロンズ パートナー	○ (下段)	○ (下段)	○ (掲載ス ペース中)	—	○ (事務局から お届け)	①～④のうち 1つ選択			

12

4 申込手続

(申込手続の流れ)

(1) 事前相談

くまもとポイント事業応援企業へ登録申込を希望する企業は、本市ホームページ上に設置するお問い合わせフォームに必要事項を入力の上送信してください。お問い合わせフォームに記載の連絡先へ本市から折り返し連絡のうえ、協力内容について事前相談を行います。

(2) 登録申込書の提出

事前相談後、登録申込書(様式1)に必要事項を入力の上、電子メールにて以下の提出先にご提出ください。

【提出先】

■電子メール

kumapo-kyosan@city.kumamoto.lg.jp (くまもとポイント事業応援企業窓口)

(3) 登録証

本市が申請内容を確認した上で、登録証を交付します。

(4) 募集期間

通年

5 くまもとポイント事業応援企業決定の取り消し

(1) くまもとポイント事業応援企業が、次のア～カのいずれかに該当することが判明した場合は、くまもとポイント事業応援企業の決定を取り消します。この場合において、受領済みの寄附金等は返還いたしません。

ア くまもとポイント事業応援企業が前項各号に該当することとなった場合

イ 掲載内容の承認等を行った後の事業変更等により掲載内容等が第5条の基準に抵触したとき。

ウ 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)をはじめとする広告関係法令及び各業種において定めた広告に関する自主基準並びに実施市町村の広告事業関連の要綱、基準等に違反したとき。

エ くまもとポイント事業応援企業から登録辞退の申し出があったとき。

オ 本市の業務上の都合により本取組の継続が困難になったとき。

カ その他、市長が特に必要があると認めるとき。

6 特記事項

本募集要項に記載のすべての内容は令和8年(2026年)6月時点での内容です。
状況により変更・修正することがあります。

7 お問い合わせ

上記以外でご質問等がある場合は、以下の連絡先までお問い合わせください。

- くまもとポイント事業応援企業窓口

電話番号:096-328-2477

メールアドレス: kumapo-kyosan@city.kumamoto.lg.jp